

○財務省告示第百九十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十六年五月二十二日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年六月十日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号  
利付国庫債券（二十年）（第四百四  
十八回）  
二 発行の根拠  
財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項及び財政  
運営に必要な財源の確保を図る  
ための公債の発行の特例に關す  
る法律（平成二十四年法律第百  
一号）第二条第一項並びに特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第四十六条第  
一項  
三 振替法の適  
用等  
四 発行方法

社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あつて、財務大臣が各国債市場  
特別参加者ごとに応募限度額を  
定めるものによる発行（以下「国  
債市場特別参加者・第I非価格

五

方募

イ

ロ

六

イ

発

入札発競争	価格競争額	入札発競争	価格競争額	・別第II非	別参加者	債市場	行及び	争入札発	非価格競争	者・別第I	特参加	国債市場	入札発競争	価格競争額	入札発競争	価格競争額	・別第II非	別参加者	債市場	行及び	争入札発	非価格競争	者・別第I	特参加	国債市場	入札発競争	価格競争額	入札発競争	価格競争額
-------	-------	-------	-------	--------	------	-----	-----	------	-------	-------	-----	------	-------	-------	-------	-------	--------	------	-----	-----	------	-------	-------	-----	------	-------	-------	-------	-------

競争入札発行」という。及び  
 格競争入札の募集入札であつて、  
 後に行われる各限額市場特別参加者  
 務大臣が各限額市場特別参加者の  
 ごとに発行（以下、国債市場の特  
 別に於ける）  
 別参加者・第II非価格競争入札  
 発行」という。

各申込みの応募額を割り当てる。  
 各限額市場特別参加者ごとの申  
 込みに応じて、各  
 当てる。そのうち応募額を順次割  
 り、各  
 国の債市場特別参加者ごとの申  
 込みに応じて、各

額、金額、財政支出、利息、償還  
 うに基き、発行した付七債に  
 定むべき額は、  
 ついては、  
 四億五千三百  
 五十万圓、  
 必要となる財  
 源の確保に関  
 する法律



八 最 争 入 札 発  
 九 振 替 単 位  
 額 低 額 面 金

十 一 発 行 行 日  
 十 二 発 行 行 日  
 十 三 発 行 行 日

十 二  
 十 三

五 万 円  
 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿  
 の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 面 金  
 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と  
 す る 。  
 平 成 二 十 六 年 五 月 二 十 二 日  
 額 上 の 金 額 百 円 に つ き 百 円 六 十 銭  
 以 上 の 金 額 百 円 に つ き 百 円 七 十 一  
 銭

(一) 年 一 ・ 五 パーセント  
 は 、 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者  
 は 、 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者  
 の 式 に よ り 算 出 し た 金 額 を 第 二  
 十 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 い 込  
 む も の と す る 。  

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5 \times 63}{100 \times 365}$$

(二) 発 行 時 に お い て 、 そ の 利 子  
 に 係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ れ

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金額  
十七 償還金額  
十八 元利支  
十九 払場所参加者

るものとして振替口座簿中の  
口座に記載又は記録されるもの  
のついでには、前記(一)の算式  
により算出した金額から当該  
金額に百分の二十・三一五を  
乗じた金額(ただし、当該国  
債を発行時において取得する  
者が非居住者又は外国法人で  
ある場合は、前記(一)の算式  
により算出した金額に当該非  
居住者又は外国法人が適用を  
受ける所得の税率を乗じた  
金額)を控除することができ  
る。

平成二十六年九月二十日を支払  
期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う(以  
下、次号及び第十六号において  
規定する期日について同じ。)  
$$\frac{\text{償還金額} \times 15}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十  
日を支払期とし、各支払期にお  
いて、その日以前六月間に属す  
る利子を支払う。  
平成四十六年三月二十日  
平成四十六年三月二十日  
日本銀行  
財務大臣から通知を受けた者

二十  
弘  
込  
期  
日  
平  
成  
二  
十  
六  
年  
五  
月  
二  
十  
二  
日